

政令第 号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行期日は、平成十八年四月一日とする。ただし、同法第六条（第七項を除く。）の規定の施行期日は、平成十八年五月一日とする。

理由

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。